

相模国三浦半島の古文書について (二)

岩崎義朗

三浦半島の古文書の中で、鎌倉時代の年号を記載する文書について前報告書にその検討を加えたが、年次不詳のものであるが、差出人から考えて鎌倉時代に入れた方が適當と思われるものが一通ある。

それは小坪（現在の逗子市）吉兵衛所蔵というもので、現在はこの文書は見当たらないが、相州文書に所収されている。

先頃貴殿歸陣之節、頗可絶一命之処、諸天善神依加護、早速風静波尺成事、誠以冥加之御事、武士之家可移儀珍重々弥被抽精魂御尤ニ存候、為御訪使如斯ニ候、

謹言

(九月) 無射五日

忠澄



岡部六弥太

関斗(肩丸) 彈正殿

御宿所

右の文書は相州文書に、書状の本文とその末尾に差出人の名と花押、その次に封じ目および宛名が記載されている。

この書状の本文には忠澄（花押）とあって誰であるか明瞭を欠くが、封には差出人は岡部六弥太と記し、宛名は関斗彈正殿となるところから、差出人は岡部六弥太忠澄であることが窺われる。

岡部氏は武蔵猪股党の一党で武蔵国榛沢郡岡部村から起こり、猪股時範の孫忠綱が岡部六太夫を称してから行忠を経て忠澄に至っている(1)。そして保元の乱にも源義朝に従って白河殿の夜討に参じ(2)、また平治の乱には待賢門の戦に源義平に従って奮戦したが、源義朝等六波羅の合戦に

敗れ、勢多で源義朝、義平、頼朝等と再会を約して散開した⁽³⁾。その後、源氏再興、寿永三年に平氏追討の軍に参加し、一ノ谷の戦では福原の西門を守備していた平忠度が土肥実平に不意をうたれて敗走していたところを岡部忠澄がさらに追って組討ちとなった。忠度は忠澄を組伏せながら刀を抜いて刺したが不十分で、わずか領下を傷つけた程であったが、その危機を見た従卒が馳せて忠度の背後から彼の右臂を切ったので危く難を免れたがそのみでなく形勢は遂に逆転して忠澄のために忠度は討たれたというのである⁽⁴⁾。

岡部忠澄については叙上の様なことが書残されているが、この文書についてみると「可^レ絶^ニ命^之処」という文言は、保元、平治の乱にそれ程の記事は無いが、一ノ谷の戦には当てはめ得る記事がある。しかし、この文書には年号の記載がないため、何年の事件をさしてよいのかを確定することが出来ない。ただ一ノ谷の記事以外に一命が失われようとするような危機的な場面が記されていないので、之に相当させるより方法がないとも考えられようがそのためにこれを引当てることは牽強附会のそしりをまぬがれない。

そして、その危機的場面は諸天善神の加護によって関戸弾正の助力を得た、そこでその感謝をこめて感激の挨拶を送ったものとみることが出来るのである、そのために末尾に署名、署判を加えているのも単なる普通の書状とは異なっていることが察せられる。従って一種の感状とみることが出来るであろう。

2、吉野時代の文書

鎌倉時代に引続いて吉野朝時代に属すべき年号を記載した文書が三通ある。

- ① 暦応二年十二月十四日 某神領寄進状 葉山 森戸神社蔵
- ② 文和二年六月廿六日 平某神領寄進状 葉山 森戸神社蔵
- ③ 永和四年五月廿六日 足利氏満判物 長井 長徳寺蔵

右三通の文書の第一の文書は既に本研究報告書(人文科学)第4号に本文を掲載したのでここには省略に従い問題点の検討に入ることとする。

この文書の伝承は明確でないが、文書の端裏書には「二位尼平政子」となっているため従来、源頼朝の夫人平政子に係る文書とされていた。先づ文書の年号を見ると暦応二年(一三三九年)と記されているがこの年号は吉野時代の年号で、しかも所謂北朝方、光明天皇の時の年号である。今、伝承の如く平政子の文書とすればどうなるのであろうか。平政子はその歿年が嘉祿元年(一二二五年)七月十一日⁽⁵⁾(六十九才)とされている。

るから、この文書は平政子の歿後百十四年後のものということが出来る。従ってこの文書に記されている年号と平政子とは全く符号しないので、この伝承が誤りであることは明確となった。

ところで「二位尼平政子」という点について見ると足利尊氏の正室は登子（赤橋氏）であるが後室は時子である。そこで平時子を相応させれば稍稍似してくるわけである。このことについて新編鎌倉志は「按ずるに源尊氏の夫人平時子を、二位家と号す。或此人乎。年号は相応せり。」と指摘している(6)。

以上述べたところによって平政子に係る文書でないことが明らかとなったが、年代の上から考えて平時子のもとも推定され得る余地が出来たが、次いで文書そのものについて考察を加えてみよう。先づ文書の端書に袖判が署されている。そして次に「下 婦神弥宜職」となっているところから考えるならば、袖署判の下文ということが出来よう。この様な形式で足利尊氏が出した下文は元弘三年のものが初見のようであるが(7)、この文書に見える花押は検討してみたが未だ管見に入っていないので誰の下した文書であるかは不詳である。従って平登子のものかどうかも判明しない。ちなみに平政子の文書は京都神護寺所蔵のものがあるが、この花押とも相違しているようである。

次に本文に関して内容をみると、先づ事書として「田成畠三段并当御代ニ田彦段御寄進事」と記されているので寄進状であることがわかる。此の寄進状は神仏に寄進、奉獻、施入するもので文書は大抵鄭重に作成され、願文と同様に書札礼の書式をとったもの、また所領寄進等の場合は充行状、奉書の様式等種々様式があるが、袖署判のものは珍しい。天皇や鎌倉將軍でさえ年月日の次に署名或は月下に官職氏名、次に自署をしているし、他の高位高官の者もこの様な例に倣っているのに、この文書は補任状か安堵状の如き部下に命令伝達の様式である袖署判の下文という形式で神仏に対して崇敬を表わすというのは様式的にみても妥当を欠くものといわざるを得ない。最も下知状様式のものも時にはある。

更にこの事書を見ると二つの事項が記されていることに注意される。即ち「田成畠三段」と次に「并」が入り「当御代ニ田彦段御寄進事」となっていて、田成畠三段は当御代以前、暦応二年以前に寄進され、当御代である暦応二年には田彦段が寄進されていることが記されている。何故、当御代以前の寄進を記したのであろうか。この田成畠三段が以前に寄進されているとすれば当然、その文書は重要文書として保存されている筈であるが、今はない。また前代のものを記したのは或は安堵の意味を含めたものであろうか。通例ならば寄進の意義が次に説明されてよい筈である。しかし、徳川家康の寄進状のように広範囲の地域に一斉に多く出したものならば寄進状に一々説明されなくてもその意義は判るが、このような場合は説明がないのは疑点が残るといわねばなるまい。

ついで次の文をみると「右以形部助所補任彼職也」とある。これは前に書かれた「御寄進事」とは全く無関係な補任状の内容である。若しこの文書を補任状だと解すれば様式として袖署判の下文でよい。しかし補任状だとしてもここにいう彼職が何を指示するかは全くわからない。事書は寄進として次に補任の事を記していれば安堵状と寄進状と補任状の混淆で、これ等の事項の關係も脈絡も説明されていない。一体ここに記された形部助なる者が誰で何の役職に補任するというのだろうか。全く奇怪な文書であるといわざるを得ない。

また文書の書風は中世風に似せているが江戸時代の感をいだかせている。

以上年代、所伝、様式、内容、書風等から検討を加えたが孰れも矛盾する事が多く、結論的には江戸時代の偽作文書と疑われるものといえる。

次に第二の文和二年六月廿六日の平某神領寄進状であるが、社伝によれば和田義盛の寄進状ということである。本文は次の通りである。

奉 寄 進

森戸大明神

相模国葉山郷内オリ田大其外自昔寄進所不可有相違之状如件

右意趣者為祈禱精誠并心中所願成就故也仍如件

文和二年六月廿六日

平

この文書には異筆で「和田義盛」と符箋が附せられたものと「義盛と伝ふ」と端書にあるものとが所伝されている。先づ文書の年号をみると文和二年（一三五三年）は吉野時代の所謂北朝方、後光厳天皇の時の年号である。所伝の和田義盛は既に建暦三年（一一一三年）五月三日に和の乱で滅亡している（8）のであるから当然、和田義盛歿後百四十年後のものであって和田義盛の文書という所伝が誤りであることは明らかである。次に寄進状の様式として特に異ったところは寄進する物、即土地とか品目とかを記すべきところが他に類例のない様式であるといえる。一般にはこの奉献、寄進、施入等の場合、其の物件、品目は明確に記入され、その数量は勿論、中には物件の内容、形状等迄が記されているものもある。

今他にこの様な類例のない文の一部を掲げてみると「（前略）大其他」というように内容が不明確なのは一般に見られない。また続いて「自

昔寄進所不可有相違之状如件」という文である。オリ田大其他を文和二年に寄進するのかと思つてよく見ると、これは昔から寄進したものであるといつてゐるのである。そして次に「不可有相違之状如件」といふのは昔の通り今も変りがあつてはならないという寺領安堵を記した文となつてゐるのでその限りでは安堵状であつて寄進状ではない。「奉寄進」といふ書出からは明らかに寄進状であるが、以下の文を見るとこの文和二年には何も寄進していない。寄進していない寄進状といふのはあり得ない、若し「奉寄進」を活かすとすれば「自昔寄進所不可有相違之状如件」を削除するか、或は「奉寄進」の代りに「奉安堵」とでもすれば安堵状としての性格が明らかとなる。

結局この文書は文脈が全く明確を欠いてゐること、次に日下、姓花押となつてゐるがこの花押も他に管見に入つてゐないので、何人の文書であるかは不明瞭である。そのような結果から文書作成者もまたその意図も何为中心としてゐるかが不明瞭である。従つてこの文書も偽作と疑ふものである。

第三の永和四年の足利氏満判物について次にその本文を掲げてみる。

天下安全御祈祷事近日殊可被致精誠之状如件

永和四年五月廿六日



長徳寺別当法印 御房

この文書は花押からみて足利氏満のものである。氏満の直状で打渡状ともいふべきものである。文言は「可被致精誠」と被を加えて丁寧であるが、書止めは「……状如件」となつていて「以状」とか「執達如件」又は「謹状」等よりは粗末である。又宛名については上所がない。更に長徳寺別当印「御房」となつてゐるが、これも書札からは普通であるが、御房を真書、行書、草書の別によつてその丁寧さに差があるが、行書である点で普通であらう。

差出人である足利氏満については花押のみであるが之も、花押、官・花押、官・職・姓名・花押等の別があつて最も粗末な方である。足利氏満は初代関東管領足利基氏の長子で貞治六年（一三六七年）家督を継いだが、当時八才であつたので執事上杉憲顕がこれの補佐に當つた。その後、応安二年（一三六九年）十才で元服し、第三代將軍足利義満の「満」の偏諱を受けて氏満と名乗り従五位下に叙せられ左馬頭となつた。この文書が出された永和四年（一三七八年）⁽⁹⁾は彼が十九才で、京都においては管領細川頼之の排斥の騒動が起きた時であつて、天下の静謐を祈念するために出したものである。

3、室町時代の文書

吉野時代に次いで室町時代となるが、この中で所謂戦国時代に属するものが大部分を占めているので取扱の便宜上、戦国時代に属さない六通をあげることとする。

- | | | | |
|-------------|-------------|----|------|
| ① 明德四年十二月六日 | 治部少輔某判物 | 野比 | 最宝寺藏 |
| ② 応永十一年四月三日 | 沙弥某判物 | 野比 | 最宝寺藏 |
| ③ 応永卅年十一月廿日 | 称光天皇口宣案（明鎮） | 野比 | 最宝寺藏 |
| ④ 応永卅年十一月廿日 | 称光天皇口宣案（明賢） | 野比 | 最宝寺藏 |
| ⑤ 応永卅年十一月廿日 | 称光天皇口宣案（明雅） | 野比 | 最宝寺藏 |
| ⑥ 享徳元年十一月九日 | 京極持清寺領安堵状 | 野比 | 最宝寺藏 |

この六通ともに野比、最宝寺に係る文書であるが、この中③より⑤までの口宣案の外は本書がなく写である。
第一の治部少輔某判物は次の通りである。

鎌倉高御藏前敷地内太子堂被立事

任貞治三年三月二日寄進状并応安三年九月廿日寄進状^(等)ホ之旨領掌不可有相違状如件

明德四年十二月六日

鎌倉家宝寺

治部少輔在判

この文書の書出である事書は鎌倉高御蔵前の敷地内に太子堂を建立することに関するものとなっているが、次に掲げられている内容を見ると二度の寄進状の領掌を証した一種の安堵状とも見られるものである。しかしこの事に関しては寄進状に寺領が寄進されたのか塔中なのかその他のものの寄進なのかは全く判らないと同時にこの寄進状の差出入である治部少輔だけでは姓名がわからないし、更に「在判」とあって花押があったことは判っても誰の署判なのか判定出来ない。

少くとも鎌倉弁ヶ谷高御蔵小路にあった最宝寺の敷地内に太子堂を建立する事について二度に亘る寄進状の旨に任せてというのであるから、この寄進状には太子堂建立のことに触れて寄進がなされていなければならない筈である。そしてその寄進の主旨が太子堂建立に結着していること言ひ換えればその主旨の実行に対して領掌を与えていると見做すべきであろう。

この二つの寄進状が出された期間について貞治三年（一三六六年）から応安三年（一三七〇年）を経てこの文書が出された明応四年（一三九三年）迄に二十七年の歳月が流れているが二度目の応安三年からにしても二十三年を経ているので建立に至る迄の期間が長きに過ぎる点にも疑問がある。

次に第二の沙弥某判物は次の通りである。

野比村薬師堂免田参段畠式段事

任本寄進状之旨不可有相違之状如件

応永十一年四月三日

沙 弥 在判

別当式部阿闍梨々房

この文書も「本書焼失」と記されているものであるから「写」である。年号から推せば最宝寺第六世明賢上人の時に相当することが出来る。しかし、この寄進状も寄進状としての様式を完備していない。書出も不備であると同時に寄進の理由もない。もっとも寄進の理由を記していない寄進状も時にはあるが、この文書の書止めは「不可有相違之状如件」となっていて安堵状の形となっている。ところがこの文言の上に「任本寄進状之旨」とあるこの本寄進状という意味はこの文書自体を指しているのか別に本寄進状なるものがあるのか明確でない。若し本寄進状なるものが別にあればこの文書は寺領安堵状として妥当であるが、この文書を本寄進状とすれば、寄進の意味がどこにも説明されていないで、ただ本寄

進という文言に依ってのみ寄進の意味を解するので、安堵状か寄進状か判定出来ない。不明確な文脈である。

次に相州文書によると朱筆で書入れがあり恐らくは沙弥を説明するためであろう、「伊勢尾張入道常誠」と記されている。しかし、文書は写であり、署判は写であり、署判は写されていないで「在判」となっているだけであるから沙弥某が果して書入れの伊勢尾張入道常誠であるかどうかは判定することが出来ない。

以上のような点から明確を欠くのみでなく古文書の書札様式から見ても神仏に奉献、寄進、施入をする文としては疑をもつものである。

次の第三、第四、第五の三通は称光天皇の口宣案であって三通とも同形式であるから一通だけを掲げることとする。第三は最宝寺住職第五世明鎮、第四は同第六世明賢、第五は同第七世明雅に対して上人に任じた口宣案である。

口 宣案

上卿 藤大納言

応永卅年十一月廿日

宣旨

明賢

宣任上人

藏人頭右近衛権中将兼撰津介藤原基規奉

右の様な文言で□は紙料のいたみのために欠けた部分である。三通とも宿紙が用いられていて天地の部分がいたんでいる。之れは漉返紙で薄墨紙を用いて、藏人が勅命を奉じて出すので所謂薄墨の論旨といわれているものである。

この三通とも「宣任上人」という上人宣下の口宣案で、伝宣の手續の上からは職事基規が口宣を上卿に伝えそして口宣案が本人に下ったもので、この場合には消息宣下があつて賜号の勅旨が口宣案となる例が多いが最宝寺にはこの口宣案の他には勅書がないから恐らくはこの口宣案だけで宣下されたものと考えられる。

職事の官職姓名は一行に書くため、所謂割書が行なわれて次の様になっている。

藏人頭近衛權將藤基規奉(うけたまはる)

次に第六の京極持清の寺領安堵状で最宝寺第八世明鋤に対して与えたもので、本文を次に掲げる。

鎌倉弁谷高御藏^(位)最宝寺寺領^(等)本事

任先師明雅讓状并先祖寄進之旨領掌不可有相違之状如件

享徳元年十一月九日

持 清

当住持明鋤御坊

この文書は最宝寺の寺領の安堵状である。相州文書には朱筆で「京極大膳大夫」と書入れがある。これは京極持清とみてよいと考えられるが、署判がない。

京極持清は近江、佐々木信綱の後で、佐渡判官高氏が京都の京極に居住してから称している。持清は高氏の四代後で高清の父で、中務少輔、大膳大夫、侍所別当として室町幕府における四職の一家として勢力があった。その持清が寺領安堵を最宝寺第八世明鋤に与えたものである。

先師というので明鋤の前住持が明雅であった。また讓状は明雅逝去か隠居の時に出されたものであろう。先祖は勿論京極持清の先祖の寺領寄進を示すものである。

4、戦国時代の文書

室町時代の文書として六通あげたが、之に引続いて所謂戦国時代のもものが十三通ある。その大部分は北条氏関係のものであるが、安土桃山時代に入って十一通を数えることが出来る。

- | | | | | |
|-----|------------|--------|------|-------------|
| (1) | 永正十三年六月十三日 | 相河半吾証文 | 旧浦郷村 | 能永寺藏 |
| (2) | 弘治元年二月十一日 | 北条氏印判状 | 旧公卿村 | 名主 (永島)庄兵衛藏 |
| (3) | 弘治三年十一月十五日 | 北条氏印判状 | 旧東浦賀 | 肴屋 (二見)太兵衛藏 |

- (4) 永祿四年四月三日 北条氏印判状 旧公卿村 团右衛門藏
- (5) 永祿四年七月二日 北条氏印判状 旧公卿村 团右衛門藏
- (6) 永祿五年正月廿四日 北条氏印判状 旧公卿村 团右衛門藏
- (7) 永祿六年十二月十二日 北条氏印判状 旧公卿村 名主 (永島)庄兵衛藏
- (8) 永祿七年九月廿五日 北条氏印判状 旧上宮田村 不動神主 松原浪江藏
- (9) 永祿九年八月廿八日 北条氏印判状 旧不入斗村 西来寺藏
- (10) 永祿十年三月廿五日 康豊判物 旧公卿村 名主 (永島)庄兵衛藏
- (11) 元龜三年六月十八日 北条綱成判物 旧上宮田村 不動神主松原浪江藏
- (12) 天正元年二月廿三日 北条氏印判状 旧公卿村 (名主) 永島庄兵衛藏
- (13) 元龜四年三月十三日 北条綱成官堵状 旧上宮田村 不動神主松原浪江藏

第一永正十三年六月十三日相河半吾証文は次の通りである。

我ホ之事ハトミをあの不うほう寺(等)の且那ニ候へとも、三人者一度ニ志(死)し申候へハ、留岡の不うほう寺いのちのありて、たんなほしく候とて、御すて被成候間、そのままほうけんし候、参りてたのみ候へハ、かつてんなく候、金沢六ヶ村の寺方たのミ候へ共いのち大事とてかつてんなく候、其上、上行寺(合)へ参りて不つけニ罷成可申候と申候へとも、これもかつてんなく候間、浦之郷へ参りて自得寺(さま)頼申候へ共かつてんなく候、榎戸能永寺へ参りて数田殿あやる殿すすき殿此えお頼入りて且那ハ寺の末代迄且那ニ罷成可申候とたのミ入候間、御免あう被成候へハ、相河一類ハその名マ御座候間ハ、よめおとりてもむこおとりても能永寺の寺号の御座候間ハ皆々此とも且那に罷成可申候、為其一札進候者也

永正十三年丙子六月十三日

能永寺さまへ

上る

相 河 半 吾

(相河原丸)

これは証文というよりも誓文であるが、その差出人である相河半吾がどのような人物であるかは判らないが、文面からは何かの事情で一類が三人一度に死んでしまったので旦那寺へ四向を頼んだところ断われ、その後三ヶ寺へ依頼したが皆断られたが四ヶ寺目に能永寺へ行って回向してもらえた。そのために非常に感激して末代迄、家名の続く限り能永寺の旦那になるという証文である。ここで宗旨の違う寺へ頼んで改宗してもよいと申入れている点に留意すべきであろう。

第二の弘治元年二月十一日の北条氏印判状は三浦半島に残された北条氏関係文書では最も古いものであって、これより以前のものは未だ管見に入っていない。本文は次の通りである。

かづら網改而被仰付候於何事も無沙汰なく可走廻候如前々網之う不可被下者也仍如件^(魚)

(弘治元年)

乙卯 式月十一日

〔真実〕朱印)

助右衛門

南条因幡守

奉之

この文書は漁業に関する文書の中でも特に葛網漁業に対して保護奨励の政策をとったことに注意すべきで、従来は曳網、立網が多かったのに対して新たに葛網が入って来たのである⁽¹²⁾。しかし、ここに「改而被^三仰付^二候」と「如前々」等から考えて弘治元年以前から葛網が使われていたことが判る、またこの葛網をもって収獲されたものは従来通り舟持である助右衛門の収入となっていることが「網之う不可^(魚)被^レ下者也」によって判る従って北条氏の財源にはならなかったのである。

また此の文書の印判は印文が「真実」の二字を刻したもので、三浦半島にはこの文書の外に三通を数えることが出来る。そしてこの真実の印は北条氏政の弟、北条氏規の使用したものであり。これは氏規の居城が三崎城であったからである。

更にこの文書の年号が干支で乙卯と記されていて弘治元年に相当するのであるが、之が誤記であって相州文書編纂の際、原本写影の時に丁卯を乙卯と写し誤ったものであるという。そうすればこれは永祿十年とすることが正しい。そして、この文書は南条因幡守が奉じて出したものであるが、氏規の文書はこの三浦半島の外には伊豆方面にあって葦山城をもその居城とした関係で両方面に遺存している⁽¹³⁾。

次に第三の弘治三年十一月十五日の北条氏印判状は次の通りである。

御前様御台所船諸役御免之条々

一、浦賀定詰之船方老人之内和中半分御免之事

一、臨時公事網被仰付間敷事

一、御印判看御免之事

一、地頭代官御菜肴出之間敷事

一、於諸浦網を引可致釣事、縦雖為権門知行不可有横合事

以上

右五ヶ条御赦免被成候、然者御前様御台所為御看錢一ヶ月ニ貳百五十文宛由比代ニ可渡之、此外御雜掌併御客來之時と別而奉公可申候、若致無沙汰付而之徒類共ニ可被処罪科旨被仰出所如件

(北条氏虎朱印)

弘治三丁巳霜月十五日

落功

二見隼人佑

この文書は北条氏康の命を奉って岩本太郎左衛門が出したものであって、これと同年月日に同人が殆んど同文のものを国府津の村野惣右衛門に出している。

この文書によると本城御前様（北条氏康）の御台所用として之に対する専用の着船が指定せられていて、それが浦賀と国府津の二カ所にある漁業家に指定している。そして毎月定額二百五十文に相当する着の納入を厳命している。北条家の他の雜掌や御客來の場合に別の奉公となるのであるが、その為に五カ条の禁止条項を定めている。

その第一は浦賀には常勤の海上監視を命じ、その警戒の任を漁民が担当していた。次に臨時の公事網、地頭代官の御菜肴の下命が禁止されている。この事は逆に考えればその頻発のあったことが判る。また諸浦における網漁、釣漁の奨励と保護に大いに力を致していたこと等が察せられる(14)。この規定の更に詳細に亘る文書は相州文書に散見される(15)。なお漁業に関する文書は他にも見られそれぞれ関連をもつものである。

岩本太郎左衛門奉之

この文書の奉行人である岩本太郎左衛門は小田原衆所領役帳によれば御馬廻衆の一人であって東郡、殊に三浦半島においては桑原弥七郎と並んで重要な地位にあると見なければならぬ。知行地は三浦半島の平佐久と東郡の鶴沼とにあるが、平佐久はほぼ半島の中央部の半島横断道路の重要な地点にあることも、三崎城や玉縄城とは別に直接に小田原の意志を伝達すべき位置に立っていると見なければならぬ。

なお、この文書に見える由比代は、この文書と同文の文書を受けている国府津の漁民村野宗右衛門に関する文書に由比千菊清五郎と左衛門の二人があげられており、恐らくは同人を指定して納入すべきことを命じているものと見てよいのであろう。

次に**第四**の永禄四年四月三日北条氏印判状は次の通りである。

此間嶺上之証人共被下候宗源寺之内田畠貫文目被下候、其外年来百姓隠田拾貫文之分、一兩年以来源七郎見出候由間被下候、但田地之是非者以去年程御検見之上可被渡下候仍如件

永禄四年

四月三日

(北条氏虎朱印)

小敷谷彈正忠殿

遠山新四郎

奉

右の文書は公郷村団右衛門所蔵文書の三通の一通であって、北条氏康は小敷谷氏に対して、かつて嶺上証人衆に与えられていた宗源寺の内の田畠貫文と百姓隠田拾貫文とを与えることを指令したものである。ここで嶺上衆に与えたものが取上げられたことは北条氏に反抗する勢力に対する支配力の強大であったことを意味するものである。殊に三浦半島に於いては他の地域と異って半役の多いこと、また海上警備上殊に重要な地点であった点からも北条氏の政策にも諸種の配慮が行なわれていた。小敷谷氏も小田原に忠誠を抽んでたその顕れとしての「百姓隠田」発見に対して土地の支配権を与えたものである。

此の文書を奉行した遠山新四郎は遠山左衛門尉新四郎康英であって後北条氏家臣団においては最も親近な小田原衆の中に属している。次に**第五**の永禄四年七月廿日北条氏印判状は次の通りである。

嶺上証人衆跡出置事

八貫文

吉田和泉守

八貫文 武信濃守跡

八貫文 江沢美濃守跡

八貫文 飯森三郎左衛門跡

八貫文 三平主税助跡

以上四拾貫文

右五人跡出置之候猶此上も抽而至候走廻可被加褒美旨被仰出状如件

(永禄四年)

酉七月廿日

(北条氏虎朱印)

古敷谷彈正忠殿

遠山新四郎奉

右の文書は先の**第四**の文書に關連した嶺上衆追放後におけるその跡を書出し、北条氏に対する忠誠を褒賞した北条氏の感状である。この感状に引続く文書として次の文書が褒賞の裏付けとして出されている。

第六の永禄五年正月廿四日北条氏印判状は次のようである。

三浦郡公郷寺方給田之事

段錢 懸錢棟 別錢諸役共ニ守護不入として永代出之置者也 仍如件

(永禄五年)

壬戌

正月廿四日

(北条氏虎朱印)

遠山新四郎

奉之

古敷谷彈正忠殿

この文書は古敷谷氏に対し、北条氏康の命を奉じて三浦郡公郷寺方を給田する旨の虎朱印の印判状であるが、「守護不入として」この給田が北

条氏に直結するものであることが明記され、しかも、この給田よりの段銭、懸銭、棟別銭諸役が本年貢の附加税ではなく同格であったと考えられる。この文書の結果古敷谷氏はこの土地を支配する権能が附与されたわけである。この公郷寺方における古敷谷氏知行高は卅貫文であることが次の文書に見ることが出来る。

第七 永祿六年十二月十二日北条氏印判状を見ると次の通りである。

公郷寺方定納配分〔 〕

百老貫八百五十六文 定納之辻

此 内

卅貫文 小敷屋給田

廿貫文 糟屋右衛門給田

拾貳貫文 橋本ニ被下

以上六拾貳貫文

卅五貫貳百五十文 佐竹足永嶋分

四貫六百六文 御料所方

以上卅九貫八百五十六文

合百老貫八百五十六文

以上

右如此給田ニ引渡諸役除之殘所之佐竹之足并御料所ニ懸ル諸役^(等)をハ可勤之者也仍如件

(永祿六年)

癸亥十二月十二日

(北条氏虎朱印)

公郷寺方百姓中

この文書は三浦郡公郷寺方の定納（本年貢）の役高を定めたものである。これについては小田原衆所領役帳に正木兵部大輔の知行地として「百拾八貫七百貳拾四文 公郷寺方岸上衆ニ被下」と記載されているのであるがこの役帳が永禄二年に書上げられているところから考えれば永禄二年以前は岸上衆に与えられていたが、第四の文書に見るように嶺上衆の追放によってこの知行地の中は他に振替えられていった。

ここで小田原北条所領役帳に記載されている岸上衆と第四、第五に記載されている嶺上衆が如何なる関係にあったかは今にわかには断定し難いが、役帳には一一八貫七二四文を公郷寺方の分としており、これは永禄二年を目安としているが永禄六年の文書に示す役高は一〇一貫八五六文と記載されてその間に一六貫八七八文の差が見出される。或は同衆かを思わせるものがないが更に考究を要しよう。

（未完）

註(1) 武蔵七党系図、小野系図

(2) 参考保元物語卷之一

(3) 参考参考平治物語卷之一、源氏勢汰事。同卷之二待賢門軍附信頼没落事、義朝落著青菖一事

(4) 源平盛衰記

(5) 東鑑脱漏

(6) 新編鎌倉志の引用は恐らく鎌倉九代後記であろう。該書には「貞治四年五月四日、長寿院（足利尊氏をいう）後室従二位時子逝去」と記している。

(7) 安本文書で安保新兵衛に下した補任状である。

(8) 東鑑、建暦三年五月三日の条

(9) 永和四年は南朝の天授四年に相当する

(10) 富岡に現在宝竜寺はない、慶弼寺の前身である。新編武蔵風土記稿卷百四十四、久良岐郡富岡村慶弼寺の項に「当寺もとは海岸によりてありしが其地次等に打崩されし故何の頃か今の所に移れり、其頃は不動院宝竜寺と号す紀伊国高野山の直末なりしが後竜源寺末となり寺号を改めしという、今の寺号は信満母の法名珊瑚村慶弼と云うにとれり」とある。

(11) 新編武蔵風土記稿卷百二十二、久良岐郡金沢領「小名六浦にあり、法華宗下総国中山法華寺末」

(12) 羽原又吉「日本漁業経済史」中巻ノ二の「中世乃至近世漁業及漁民生活の実証的研究」の関東漁業の揺籃期

(13) 史学雑誌第四十六編第九号

相田二郎「北条氏の印判に関する研究」

(14) 前掲(12)と同書

(15) ⑯相州文書十八 足柄下郡中、東大史料編纂所蔵、村野宗右衛門に関する文書